

令和 6 年 3 月
大竹市議会定例会（第 2 回）議事日程

令和 6 年 2 月 29 日 10 時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 3 号	令和 6 年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 4 号	令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 5 号	令和 6 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 6	議案第 6 号	令和 6 年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 7	議案第 7 号	令和 6 年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 8	議案第 8 号	令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第 9	議案第 9 号	令和 6 年度大竹市水道事業会計予算	
第 10	議案第 10 号	令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第 11	議案第 11 号	令和 6 年度大竹市下水道事業会計予算	
第 12	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第 13	議案第 12 号	教育長の任命の同意について	即 決
第 14	議案第 13 号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第 15	報告第 1 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	報 告
第 16	議案第 14 号	大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について	生活環境付託
第 17	議案第 15 号	大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について	生活環境付託 (一 括)
第 18	議案第 20 号	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	生活環境付託
第 19	議案第 26 号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	生活環境付託
第 20	議案第 30 号	工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）	生活環境付託
第 21	議案第 16 号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第 22	議案第 25 号	大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	
第 23	議案第 17 号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	総務文教付託

第 2 4	議案第 1 8 号	大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第 2 5	議案第 1 9 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第 2 6	議案第 2 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務文教付託
第 2 7	議案第 3 1 号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第 2 8	議案第 2 1 号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託
第 2 9	議案第 2 2 号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第 3 0	議案第 2 3 号	大竹市介護保険条例の一部改正について	生活環境付託
第 3 1	議案第 2 4 号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	生活環境付託
第 3 2	議案第 2 7 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第 3 3	議案第 2 8 号	大竹市水道条例の一部改正について	生活環境付託
第 3 4	議案第 3 4 号	令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号)	生活環境付託
第 3 5	議案第 3 2 号	令和 5 年度大竹市一般会計補正予算 (第 7 号)	総務文教付託 (一 括)
第 3 6	議案第 3 3 号	令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 3 号から日程第 1 4 議案第 1 3 号 (説明・継続・表決)
- 日程第 1 5 報告第 1 号から日程第 2 0 議案第 3 0 号 (報告・説明・質疑・付託)
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号から日程第 2 2 議案第 2 5 号 (説明・付託)
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号から日程第 2 7 議案第 3 1 号 (説明・付託)
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号から日程第 3 1 議案第 2 4 号 (説明・付託)
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号から日程第 3 4 議案第 3 4 号 (説明・付託)
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号から日程第 3 6 議案第 3 3 号 (説明・付託)

○出席議員 (1 5 人)

1 番 北 地 範 久
3 番 豊 川 和 也
5 番 岡 和 明
7 番 末 広 天 佑
9 番 中 川 智 之
1 1 番 西 村 一 啓
1 3 番 日 域 究
1 5 番 寺 岡 公 章

2 番 中 野 友 博
4 番 山 代 英 資
6 番 小 出 哲 義
8 番 藤 川 和 弘
1 0 番 小 田 上 尚 典
1 2 番 山 崎 年 一
1 4 番 細 川 雅 子

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長
副 市 長
教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
建設部地籍調査担当部長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
都 市 計 画 課 長

入 山 欣 郎
太 田 勲 男
小 西 啓 二
佐 伯 和 規
中 村 一 誠
三 原 尚 美
山 本 茂 広
小 田 健 治
古 賀 正 則
小 田 明 博
柿 本 剛
三 井 佳 和
山 田 浩 史

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
北 修 治

会期決定について

令和 6 年 3 月大竹市議会定例会（第 2 回）の会期を、次のとおり定める。	
令和 6 年 2 月 2 9 日提出	
大竹市議会議長 北 地 範 久	
自 令和 6 年 2 月 2 9 日	2 6 日間
至 令和 6 年 3 月 2 5 日	

会 期 日 程 表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
2 . 29	木	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
			総務文教委員会	付託案件審査
3 . 1	金	休 会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
2	土			
3	日			
4	月		基地周辺対策特別委員会 広報広聴特別委員会 議会のあり方調査研究特別委員会	10時～
5	火			
6	水			
7	木			※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
8	金	本会議		・一般質問及び総括質疑 （予算特別委員会設置・付託） ・一般議案委員長報告（表決）
9	土	休 会		
10	日			
11	月	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
12	火			
13	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
14	木		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	金		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	土			
17	日			
18	月		予算特別委員会（予備日）	
19	火			※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式
20	水			（春分の日）
21	木			
22	金			
23	土			
24	日			
25	月	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本会議場の換気のため、50分を目安として休憩を入れたいと思います。御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和6年度当初予算案を御提案させていただきます。

令和6年度は、市制施行70周年を迎える節目の年でございます。将来のまちの発展に資する継続事業や、新たな子育て支援施策を含む、市の魅力を一層高めるための事業のほか、将来世代に過大な負担を残さないよう、公共施設の集約化事業や老朽化対策事業、脱炭素化事業に、重点的に取り組んでまいります。

支える世代の減少に加え、物価高騰への対応など、行政運営に当たっては厳しい状況が続きますが、今後とも事業の実施に当たっては、先を見据え、少しずつでも、一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、このたび御提案いたします議案でございますが、令和6年度当初予算案をはじめ、人権擁護委員候補者の推薦について、専決処分の報告について、教育長の任命の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定及び一部改正について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、工事施行協定の変更について、指定管理者の指定について、一般会計などの補正予算案など、あわせて34案件でございます。

これらの議案につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議いただき、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、末広天佑議員、8番、藤川和弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 26 日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は 26 日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 ～日程第 14〔一括上程〕

- 議案第 3 号 令和 6 年度大竹市一般会計予算
- 議案第 4 号 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 6 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 6 年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 6 年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第 10 号 令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第 11 号 令和 6 年度大竹市下水道事業会計予算
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 12 号 教育長の任命の同意について
- 議案第 13 号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（北地範久） 日程第 3、議案第 3 号令和 6 年度大竹市一般会計予算から、日程第 14、議案第 13 号教育委員会委員の任命の同意についてに至る 12 件を、一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和 6 年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

「生涯おおたけ やっぱりおおたけ」をまちづくりのテーマとした第 1 期まちづくり基本計画。令和 6 年度は計画の最終年度、総仕上げの年度となります。また、市制施行 70 周年を迎える節目の 1 年でもございます。

先人の皆様が、未来の大竹市のあるべき姿を想像し、厳しい時代にも着実にまちづくりを進めてきたこの大竹のまちを、次の世代によりよい形で引き継ぐことができますよう、令和 6 年度は、将来のまちの発展に資する継続事業や、新たな子育て支援施策を含む、市の魅力を一層高めるための事業、将来世代に過大な負担を残さないための公共施設の集約化事業や老朽化対策事業、脱炭素化事業を中心に予算編成を行いました。

令和 6 年度当初の一般会計の歳入歳出予算規模は、170 億 4,392 万 5,000 円でございます。

人件費や扶助費、普通建設事業費の増加などにより、前年度比7.2%の増加となっております。

この予算規模の前提となる、歳入の見込みでございます。

市税収入は、前年度比0.6%の減少を見込んでおりますが、地方交付税や臨時財政対策債などを加えた一般財源総額は、増加を見込んでおります。

市債は、普通建設事業費の増加により、前年度比26.0%の増加となっております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、将来のまちの発展に資する継続事業、新たな子育て支援施策を含む、市の魅力を一層高めるための事業としまして、小方地区のまちづくり関連事業や、玖波地域交流施設整備事業、おむつ等宅配事業に取り組みます。

小方地区のまちづくり関連事業では、小方中学校跡地の活用として、道の駅の基本構想・基本計画の策定に着手してまいります。

また、小方小・中学校跡地周辺の道路計画の検討や道路改良工事を進めるほか、晴海臨海公園の改良整備に取り組むなど、小方地区のまちづくり基本構想に沿ったまちづくりを推進します。

玖波地域交流施設整備事業では、地域交流活動を活性化し、地域の魅力を創造する地域交流拠点を玖波地区に整備するため、施設の基本設計、実施設計に着手します。

おむつ等宅配事業では、3歳未満の乳幼児を育てる家庭を見守りながら、子育て用品を定期的に届けることにより、安心して子育てができるようにするため、乳幼児1人当たり3,000円相当の子育て用品を2カ月に1回宅配するとともに、子育て経験のある配達員による子育てサポート情報の提供や、母子等の健康状態の確認などを行います。

次に、公共施設の集約化事業、老朽化対策事業、脱炭素化事業としまして、大竹保育所改修等事業、休日診療所移転事業、公共施設LED化事業に取り組みます。

大竹保育所改修等事業では、本町保育所を大竹保育所に統合し、令和6年度から令和7年度にかけて、大竹保育所を改修します。

また、保育所に通う乳幼児など、歩行者の安全確保のため、隣接する白石元町1号線の改良整備を行います。

休日診療所移転事業では、老朽化している休日診療所を、旧なかはま保育所跡地へ移転します。令和6年度は、旧なかはま保育所の解体設計などを行います。

公共施設LED化事業では、行政運営における温室効果ガス排出量及び消費電力を削減するため、市営外灯や学校施設の照明設備を、LED電灯へ改修します。

次に、公営企業会計を除く特別会計では、5会計の合計で77億6,632万1,000円と、前年度比で12.8%の増となっております。

国民健康保険特別会計では、県全体で保険事業を推進する中で、本市では生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診やがん検診などを受診する方の自己負担額を無料にします。

土地造成特別会計では、将来の公債費負担を軽減するため、土地の売却収入を財源として、市債の繰上償還を行います。

介護保険特別会計では、大竹市第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス提供体制の充実を図っていくとともに、高齢者が住み慣れた地域で、長く自立した日常生活を送れますように、健康づくり事業や日常生活支援総合事業など、介護予防の取り組みを推進します。

最後に、地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、支出予定総額を8億4,657万1,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、従来の配水管改良事業などに加え、昨年10月に発生しました漏水による大規模な断水を受けまして、管路施設の更新計画の策定や、断水区域を広げないための仕切り弁の設置工事を予定しているものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を9億831万1,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、防鹿水源地の電気・機械設備の更新事業などを予定しているものでございます。

最後の下水道事業会計でございますが、昨年度まで公共下水道事業会計でございましたが、漁業集落排水事業、農業集落排水事業と統合し、今年度から下水道事業会計となっております。

下水道事業会計の支出予定総額は、28億7,538万2,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、下水処理場の機械設備などの更新工事や、し尿前処理施設建設工事などを予定しているものでございます。

冒頭申し上げましたが、令和6年度は、第1期まちづくり基本計画の最終年度となります。これまで行ってきた事業の検証を行い、今すぐにしなければならないこと、第2期まちづくり基本計画の中にしなければならないこと、10年後、30年後にしなければならないことをしっかりと見極めてまいりたいと思います。

支える世代の減少や物価高騰など、行政運営に当たっては厳しい状況が続きますが、その中でも市民の皆様が夢や希望を持てますよう、令和7年度から始まる第2期まちづくり基本計画に向けてしっかりとした準備を行うとともに、将来を見据えて、今やるべきこと、やれることに取り組んでまいります。

以上、誠に簡単でございますが、当初予算案の概略の説明とさせていただきます。

続きまして、諮問第1号、議案第12号及び議案第13号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年6月30日で現在の任期が満了となります人権擁護委員の前安井美千子氏を引き続き候補者として、法務大臣に推薦しようとするものでございます。

推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

前安井氏は、平成26年4月から少年補導協助員として、また、令和元年6月からは大竹

地区保護司として活動されており、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。人権擁護委員としては平成24年7月から活動されておりますが、任期満了に当たり、前安井氏が引き続き適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、議案第12号教育長の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから任命することとなっております。

現在、教育長に任命しております小西啓二氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となります。小西氏は、経験・人格・識見とも、教育長として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第13号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたび、この委員のうち市川洋氏が、3月14日をもちまして任期満了となります。

市川氏は、令和5年4月1日から、教育委員会委員としてその職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上、諮問第1号、議案第12号及び議案第13号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北地範久） お諮りいたします。

ただいま議題となっております本12件のうち、令和6年度各会計予算9件につきましては、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、令和6年度各会計予算9件の議事は、次の本会議に継続することに決定いたしました。

続きまして、諮問第1号から議案第13号に至る3件について、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決します。

本件は、異議なしの旨、答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議なしの旨、答申することに決しました。

続いて、議案第12号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第13号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号はこれに同意することに決しました。

それでは、ただいま任命の同意をすることに決しました方から御挨拶がございます。

引き続き、大竹市教育長に就任されます、小西啓二氏でございます。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 教育長の任命に御同意をいただきまして、誠にありがとうございます。今、その職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せ、以前の日常を取り戻してまいりました。しかし、これまでににおいては多くの困難が生じ、それに伴い、社会は大きな転換を迎えました。

また、能登半島地震をはじめとした甚大な自然災害の発生や、複雑化・多様化する社会構造の中で、私たちを取り巻く生活環境は、年を追うごとに厳しくなっているように思います。

このようなときだからこそ、人と人とのつながりを大切に、人の輪を広げ、相互の信頼を、より確かなものにしていくことが求められております。私は、そのような仕事をしてまいりたいと思います。

「笑顔・元気 かがやく大竹」の実現に向け、学校教育の充実、生涯学習のさらなる推進とするために、懸命に努力をしてまいりたいというふうに思います。

議会の皆様方には、これまで以上の御支援を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（北地範久） それでは、議事を続行いたします。

～～～～～～○～～～～～～

日程第 1 5 ～日程第 2 0〔一括上程〕

報告第 1 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

議案第 1 4 号 大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について

議案第 1 5 号 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について

議案第 2 0 号 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第 2 6 号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議案第 3 0 号 工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）

○議長（北地範久） 日程第15、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更）から、日程第20、議案第30号工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）に至る6件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第1号、議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第26号及び議案第30号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

初めに、報告第1号の専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和5年1月20日に議決を得た、大竹駅東口交通広場整備工事の請負金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年1月19日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

請負金額の変更でございますが、主な理由は、大竹駅東口交通広場整備工事において、コンクリートがら等の埋設物の撤去処分に追加費用が生じたもの及び仮設ガードレールの設置期間の延伸に伴い、費用が増加したものでございます。

工事変更に当たりましては、市と受注者の双方が、現地立会や積算根拠等の確認をしたうえで精算を行い、請負金額を508万1,333円増額変更したものでございます。

続きまして、議案第14号大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

晴海臨海公園については、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、防衛省の補助金等を活用し、環境整備を推進しているところでございます。令和6年度以降の公園西側エリアの整備工事については、年度をまたいで工事を実施し、令和7年度早期に工事を完成させる計画としております。このため、必要な経費の財源に充てることを目的に、基金を設

置しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明をいたします。

まず、第1条は、本条例の趣旨を規定しています。

次に、第2条では、基金として積み立てる金額の収入について規定しています。

第3条では、基金の管理について規定しております。

第4条では、処分について規定しております。

第5条では、運用益金の処理について規定しております。

第6条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、施行日は令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第15号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹駅西口広場に隣接して整備された自転車駐車場は、P F I 事業により、平成17年4月から民間事業者が整備し、サイクルパーク大竹として事業運営しておりますが、令和6年8月31日をもって事業期間が満了することから、市が引き継ぎ供用することとしています。

また、このサイクルパーク大竹に加え、現在、大竹駅東口側で整備を進めております自転車等駐車場についても、本年9月から供用することとしており、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定し、公の施設として、円滑な管理運営を図ろうとするものでございます。

それでは、条例の内容について説明いたします。

まず、第1条は、本条例の目的として、大竹駅周辺における自転車等の利用者の利便性及び道路交通の円滑を図るため、自転車等駐車場を設置することを規定しています。

次に、第2条では、自転車等の定義を、第3条では、自転車等駐車場の名称及び位置を規定しております。

第4条では、利用可能な供用時間を、第5条では、自転車等駐車場を利用できる自転車等の種別を規定しております。

第6条は、使用の制限を、第7条では、使用の方法を規定しております。

第8条から第10条は、定期及び一時使用の許可について、第11条は、使用許可及び登録の取り消しについて規定しています。

第12条から第14条は、使用料のほか、減額及び還付について規定しております。

第15条は、使用による行為の禁止事項を、第16条は、施設管理について規定しています。

第17条は、施設を破損した場合の損害賠償について、第18条は、損害の責任について規定しています。第19条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、施行日は令和6年9月1日としておりますが、準備行為として、定期使用に関する申請・手続は、施行日の前においても行うことができるものとしております。

続きまして、議案第20号漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を整理しようとするものでございます。

今回の法律改正では、漁港漁場整備法の名称を、漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるとともに、近年の水産物の消費の減少等への対策として、長期的かつ計画的に漁港施設を有効活用し、水産物の消費増進等を図る、漁港施設等活用事業制度の創設等が追加されました。

条例改正の主な内容でございますが、第1条並びに第2条において、法律名の改正に伴う整理を行うとともに、第2条におきましては、漁港施設等活用事業制度の創設に伴い、市が管理する漁港の区域内における占用料等を徴収できる者に、当該事業を実施する者を追加することでございます。

その他、法律改正に伴う字句の修正を行っております。

最後に、附則として、施行期日を定めております。

続きまして、議案第26号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、本市で定めます都市計画地区計画に小方地区を追加するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、小方地区地区計画内における建築物の制限に関するものでございます。当該地区につきましては、小方地区のまちづくり基本構想に基づきまして、旧小方中学校及び旧小方小学校跡地を含む小方地区の一部において、商業や交流施設等の立地を誘導するために、都市計画用途地域を、第一種住居地域から近隣商業地域に変更いたします。

これに伴い、周辺の住環境との調和、土地利用と良好な景観の形成を図ることを目的とし、新たに小方地区地区計画を定め、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途に関する制限を規定するものでございます。

具体的な内容としましては、適用地区として、小方地区地区整備計画区域を加え、当該地区において建築してはならない建物として、工場及び自動車教習所、倉庫業を営む倉庫、マージャン屋・パチンコ・射的場・馬券売場等、ナイトクラブ、その他これに類するもの、畜舎、そして、床面積が150平方メートルを超える自家用倉庫を規定し、制限するものでございます。

続きまして、議案第30号工事施行協定の変更についてにつきましては、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和2年9月23日に議会の議決を得た大竹駅自由通路及び関連都市施設の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事の変更協定を締結することにつきまして、負担金額が1億5,000万円以上の工事の完成を目的とする協定を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これまでの経緯でございますが、平成30年12月18日に議会の議決を得て、当初協定を締結し、その後、自由通路等の構造変更に伴い工事費が増加することから、令和2年9月23

日に議会の議決を得て、変更協定を締結しております。

このたびの変更協定では、西日本旅客鉄道株式会社において施工する中で、工事における安全対策、施工方法及び使用材料などについて検討・精査した結果、工事費が削減することとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、変更前の市負担額19億7,799万4,000円から、1億4,854万4,743円を減額する変更協定を締結するものでございます。

以上、報告第1号、議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第26号及び議案第30号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

3番、豊川和也議員。

○3番（豊川和也） 報告第1号の専決処分の報告についてなんですが、こちら、地方自治法第180条第1項の規定により専決された、これは理解、私のほうでできるんですが、こちら、変更後の金額が上がった理由において、請負業者からの積算数量の妥当性はあるのかというのは、今部長の御説明でよく分かりました。

あと、この通常の公共工事っていうのは、入札がなされるものでありまして、決められるものだと思うので、これ金額が上がるとなると、こちらの議会を通していないものでございますので、きちんとその辺は請負業者と本市が、きちんと話し合いが、もうしっかりなされてできていたのかっていうのをお聞きしたいのと、あと、すみません、ちょっと通告がないので答えられる範囲で構わないんですが、今回、専決処分に至った理由ですね。緊急性というのはあったんでしょうか。そちらのほうをお聞きしたいです。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 豊川議員の御質問にお答えします。

今、2点目の緊急性があるのかということについて、まず、説明させていただきます。

本工事の増額変更の理由の主な要因としましては、ロータリーに整備するシェルター等の基礎構造物を施工する際に、地中より、コンクリート舗装やコンクリートがらが確認されたもので、その撤去、運搬、処分に関する追加費用が生じました。

また、この追加工事に当たり、市民や駅利用者の安全対策として必要な仮設ガードレールの設置についても、期間の延伸が必要となったものでございます。このため、工事費が増額したものでございます。

市民に市としてきちんと納得できる説明ができるのかという御質問につきましては、工事請負契約の変更におきましては、市と受注者との双方で、現地立会や数量の根拠等を書類で確認したうえで、公共工事積算による精算を行い、変更契約の手続を行っております。

なお、このような事務手続は、市が発注する全ての工事においても、市民にも十分説明できるよう、適切に取り組んでおります。

以上で、豊川議員の御質問への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3 番（豊川和也） 御説明ありがとうございます。

今、日本全国で、コロナ禍の中で、専決処分というのがちょっと増えておるというのを  
お聞きしたので、私も、つい先日なんですけれども、専決処分で臨時議会を開かれて、ち  
ょっと大もめしていたという議会のほうを、傍聴したことがあるんですが、こちらのほう  
は緊急性が、私はちょっと、あるのかっていうのが甚だ疑問なんです、なるべく条例に  
沿って手続されているというのは分かるんですが、議会にちょっと相談したほうがいいの  
ではないかなと、私は思います。こちらのほうは私の意見でございます。

以上です。

○議長（北地範久） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております本 6 件のうち、報告第 1 号は報告事項でありますので、  
以上をもって終結いたします。

議案第 14 号から議案第 30 号に至る 5 件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 1 ～日程第 2 2 〔一括上程〕

議案第 1 6 号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

議案第 2 5 号 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第 21、議案第 16 号大竹市役所支所設置条例の一部改正について及
び日程第 22、議案第 25 号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを、
一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 議案第 16 号及び議案第 25 号につきまして、一括して御説明申
上げます。

初めに、議案第 16 号大竹市役所支所設置条例の一部改正についての提案理由を御説明申
上げます。

このたびの改正は、大竹市役所木野支所の機能を、大竹木野郵便局に委託することに伴
い、木野支所を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、条例別表の木野支所に関わる項を削除するものでございます。

施行期日は、木野郵便局での委託の開始予定日と同日の令和 6 年 10 月 1 日としておりま
す。

続きまして、議案第 25 号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
の提案理由を御説明申し上げます。

このたびの条例改正は、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理手数料について改定する
ものでございます。

平成25年10月に、家庭ごみのうち、可燃ごみ及び粗大ごみにごみ処理手数料を導入をいたしました。その一方、事業系ごみに係るごみ処理手数料については、平成17年4月に、10キログラム当たり50円から100円に改定以降、この日まで19年の間、据え置きとなっております。

大竹市廃棄物等減量推進審議会からも、10キログラム当たり100円の手数料額を150円に改定することを求めるとの答弁がありましたことに加え、近隣自治体では、10キログラム当たり150円であることを踏まえまして、事業系ごみの手数料改定を行うこととしたものでございます。

改正内容でございますが、条例別表第1及び別表第2において、手数料が10キログラム当たり100円とあるのを、それぞれ10キログラム当たり150円に改正をするものでございます。

施行期日ですが、改定までの準備期間として1年間の猶予を取り、令和7年4月1日としております。

以上で、議案第16号及び議案第25号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第16号及び議案第25号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第23～日程第27〔一括上程〕

議案第17号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第18号 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第23、議案第17号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてから、日程第27、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る5件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第17号から議案第19号まで、議案第29号及び議案第31号につ

きまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第17号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、令和5年12月定例会において、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案を提出し、可決をいただいたところでございます。

このたび、令和6年1月19日に公布された地方自治法施行令等の一部を改正する政令により、本条例で引用している地方自治法施行令の条項が変更になること。また、令和6年2月9日に公布された地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準給与年額の算定基礎から、在宅勤務等手当を除外することとされたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、公布の日とするものでございます。

続きまして、議案第18号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

行政運営を効率化するために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和5年6月9日に公布され、令和6年5月末頃から施行されることに伴い、本条例で引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項が変更になることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日は、公布の日から起算して1年3カ月を超えない範囲内において政令で定める日とされ、所管するデジタル庁によると、令和6年5月末頃を予定しているとのことです。本条例の施行日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日とするものでございます。

続きまして、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年11月24日に、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員において、在宅勤務等手当について新たに規定され、令和6年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い、本市におきましても、国家公務員に準じて、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

続きまして、議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、学校や医療機関などへの距離が遠く、交通条件や自然的条件などに恵まれない山間地、離島などの地域において、市町村が公共的施設を整備するに当たって定める総合的な整備に関する財政上の計画でございます。

この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に必要な経費については、同法の規定により、地方債をもって財源とすることができるなど、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の是正を図ることを目的に、財政上の特別措置が講じられています。

本計画における公共的施設として、栗谷町大栗林、小栗林地区においては、マロンの里交流館及び地元消防団である第11分団の消防ポンプ積載車、阿多田地区においては、海の家あたたの3施設を定めています。

いずれも老朽化が著しいため、施設の修繕や更新を行う必要が生じており、その財源として地方債を活用するため、本計画の策定を行うものであり、策定に当たり、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

大竹市マロンの里は、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を、また、令和5年度は、合併後の新組織であるひろしま農業協同組合を指定管理者として、施設の利用促進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。

これまで同組合は、本施設の設置目的である農村と都市の交流をはじめ、地域製品の販売促進等に取り組むなど、円滑な管理運営を行っており、引き続きひろしま農業協同組合を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定期間につきましては、ひろしま農業協同組合の経営意向により、令和6年度の1年間といたします。

以上で、議案第17号から議案第19号まで、議案第29号及び議案第31号の提案説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第17号から議案第31号に至る5件は、総務文教委員会に付託いたします。

なお、議案第17号につきましては、地方自治法の規定により、監査委員の意見を求めることとされております。議長名により、文書で監査委員に意見聴取いたしました回答を、審査資料としてサイドブックに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

会議の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。再開は11時5分の予定といたしますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～○～～～～～～

10時54分 休憩

11時05分 再開

～～～～～～○～～～～～～

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 8 ～日程第 3 1〔一括上程〕

議案第 2 1 号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 2 2 号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 2 3 号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第 2 4 号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第28、議案第21号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第31、議案第24号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに至る4件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第21号から議案第24号までを、一括して説明いたします。

初めに、議案第21号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和5年12月26日に公布され、一部を除いて公布の日から施行されておりますが、改正府令第2条において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されました。

これは、国のデジタル臨時行政調査会が、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを決定したことに伴うものでございます。

この基準に準じて制定しています、大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は、2点ございます。

1点目は、標識等の掲示方法についてです。

特定教育・保育施設等は、利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書について、これまでは施設の見やすい場所に掲示しなければならないと規定されておりましたが、これに加え、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないとするものでございます。

2点目は、文書の交付や提出の方法についてです。

当該施設は、利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付または提出について、利用申込者の承諾があれば、電磁的方法により提供できることとされておりますが、その手段として、磁気ディスク、CD-ROM、その他これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものと、媒体の種類を示

しておりましたので、種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるものでございます。

加えて、このたびの国の基準見直しより以前の改正によるものですが、当該施設の事業者等が記録・作成・保存等を行うものについて、書面により行うことが規定または想定されている記録等を電磁的記録により行うことができるようにいたします。

そのほかにも、国の基準と、本条例との間に条ずれ等がありましたので、あわせて改正するものでございます。

本条例は、令和6年4月1日から施行します。

続きまして、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は3点です。

1点目は、退職者医療制度が令和6年4月1日に廃止されることから、条例中の退職者医療に関する条項の削除、それに係る文言の修正を行います。

2点目は、国民健康保険料の賦課限度額を2万円引き上げるものです。基礎分・後期高齢者支援金分、介護納付金分のうち、後期高齢者支援金分の賦課限度額を、24万円とするものです。これにより、保険料の賦課限度額は、106万円となります。

3点目は、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち、5割軽減及び2割軽減対象者の軽減算定に用いる被保険者数に乘じる額を、5割軽減では29万円を29万5,000円に、2割軽減では53万5,000円を54万5,000円に引き上げるものでございます。

最後に、附則で、本条例の施行日を令和6年4月1日とし、施行日以後も、令和5年度以前の保険料については、従前の規定を適用する経過措置を定めております。

続きまして、議案第23号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございます。

本件は、大竹市第9期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は2点です。

1点目は、介護保険法第117条の規定に基づく大竹市第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの計画期間における介護保険料率につきまして、本条例第4条第1項を改正するものです。

第9期の介護保険料は、世帯の中に市民税が課税されている方がおられ、第1号被保険者本人の市民税は非課税で、前年の合計所得金額が80万円を超える方の階層、いわゆる基準額の階層を第5段階として、年間の保険料を6万240円と定めております。

そのほかの段階につきましては、世帯及び本人の課税状況、本人の所得等に応じ、国標準の改正に伴い、第1段階から第13段階までに区分し、それぞれ基準額に国標準の一定割合を乗じて、年間の保険料を算定いたします。

基準額の改定に伴い、各段階の年間保険料を変更しており、基準額を第8期と比較した場合、年間1,620円の増加となっています。

国標準の改正は、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化する意図で、段階を増やすだけでなく、標準乗率の変更もされています。

本市では、第4期事業計画から幾つかの段階で、国標準と異なる乗率・基準所得額等を設定し、段階についても国標準プラス2段階で現在に至っており、第8期事業計画では、計11段階となっています。

本市でも、75歳以上の高齢者数の増加は令和12年頃まで見込まれ、保険料額の増加は避けられない中、国が示している段階別の被保険者数の分布割合は、本市のそれと大きな違いがないこと。また、サービスに関する基準においても、市独自の設定はしていないことを踏まえ、このたび国の基準にあわせることにしたものです。

2点目は、低所得者に対する一定割合の減額賦課に係る基準の引き下げについてです。

第9期の介護保険料に対応したものとするため、第4条第2項から第4項までの規定を改正するものです。また、そのほか所要の改正を行います。

最後に、附則で、本条例の施行日を令和6年4月1日とし、施行日以後も令和5年度以前の保険料については、従前の規定を適用する経過措置を定めております。

続きまして、議案第24号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございます。

令和5年12月に、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令が、また、令和6年1月に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、4つの基準が改正されました。これを踏まえ、それぞれの基準に対応して、4つの条例を改正するものでございます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令の改正の趣旨は、国のデジタル臨時行政調査会が、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを決定したことに伴うものです。

さきに説明いたしました議案第21号と同様に、重要事項の書面揭示及び記録媒体に関する改正となります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正の趣旨は、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえたものとなっています。

1つ目は、地域包括ケアシステムの深化・推進です。

居宅介護支援事業者が市から指定を受けて、介護予防支援を行う場合の人員配置や、テレビ電話装置などによるモニタリングの解禁。協力医療機関との連携体制の構築や、身体的拘束等の適正化の推進などについて定めています。

2つ目は、自立支援・重度化防止に向けた対応で、ユニットケア施設管理者研修の受講努力義務化について定めています。

3つ目は、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりです。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置義務化等、効率的なサービスの提供に関しては、管理者の兼務範囲の明確化や、介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数の見直しについてなどを定めてい

ます。

介護保険法の定めにより、介護保険サービス等の人員、設備及び運営基準は、国の基準を踏まえ、自治体が条例で定めることとされていますが、本条例改正に当たっては、全て当該省令を踏襲したものとしています。

改正条例は、サービス種類ごとに基準の改正に対応しまして、第1条で、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、第2条で、大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、第3条で、大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、第4条で、大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、事業ごとに当該省令の改正部分を反映させています。

最後に、附則第1条で、施行期日を令和6年4月1日と定め、附則第2条から第5条で経過措置を定めています。

以上で、議案第21号から議案第24号までの4議案の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第21号から議案第24号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32～日程第34〔一括上程〕

議案第27号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第28号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第34号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（北地範久） 日程第32、議案第27号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてから、日程第34、議案第34号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）に至る3件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） それでは、議案第27号、議案第28号及び議案第34号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第27号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるようになった

ことから、一定の要件を満たす企業職員である会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、また、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて在宅勤務等手当を支給できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としています。

次に、議案第28号大竹市水道条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

水道法の一部改正により、水道の整備及び管理に係る行政のうち、水質または衛生に関する事務以外の事務の所管が厚生労働省から国土交通省に移管することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としています。

次に、議案第34号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、継続費で予算措置しております大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事について、継続費の令和6年度の年割額を増額するものでございます。

現在、施工中の当該工事において、既設の曝気槽の躯体コンクリートの劣化が著しく、補修工事を行う必要があること。また、中央監視施設における監視制御機能の向上のために、設備の増設・拡張を行う必要があることが判明したため、予算を増額するものでございます。

以上で、議案第27号、議案第28号及び議案第34号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第27号は、総務文教委員会に、議案第28号及び議案第34号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35～日程第36〔一括上程〕

議案第32号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

議案第33号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第35、議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）及び日程第36、議案第33号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）及び、議

案第33号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、85ページからの議案第32号につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億2,051万円を追加し、予算総額を181億8,002万9,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、97ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、3億236万2,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を2億6,165万2,000円、国県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を3,878万5,000円計上するほか、住民票や戸籍の附票に氏名等の振り仮名を記載するために必要なシステム改修に係る経費、192万5,000円を計上するものでございます。

第3款民生費は、3,407万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、乳幼児等医療助成費及び施設型給付費等負担金を、執行見込みにあわせてそれぞれ増額するほか、国の補正予算に計上された国庫補助金を財源として、子供の性被害防止対策事業に要する経費を計上するものでございます。

第4款衛生費は、1,500万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、予防接種推進事業について、執行見込みにあわせて減額するものでございます。

第8款土木費は、1億1,300万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、国の補正予算に計上された国庫補助金を財源として、橋りょう長寿命化事業に要する経費1,500万円を計上するほか、大竹駅周辺整備事業及び晴海臨海公園整備事業について、執行見込みにあわせて減額するものでございます。

第10款教育費は、1,207万8,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、空母艦載機交付金事業について、執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、95ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第10款地方交付税は、国の補正予算に伴う追加交付決定等により、普通交付税を3億9,391万7,000円を増額するものでございます。

第12款分担金及び負担金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて65万9,000円を増額するものでございます。

第14款国庫支出金は、4,031万8,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、国の補正予算に計上された道路メンテナンス事業国庫補助金などを計上するほか、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて減額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて619万8,000円を増額するものでございます。

第17款寄附金は、特定事業分ふるさと納税寄附金を250万円計上するものでございます。

第18款繰入金は、こども医療費助成事業の財源として、にこにここども基金繰入金を519万6,000円計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて減額するほか、臨時財政対策債を発行可能額にあわせて減額するものでございます。

88ページの第2表、継続費の補正は、大竹駅東西広場整備事業について、工事等の進捗状況にあわせて年割額を変更するものでございます。

89ページの第3表、繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

90ページの第4表、債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、契約などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

92ページの第5表、地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。続きまして、101ページからの議案第33号につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億9,470万円を追加し、予算総額を31億5,225万7,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第2款保険給付費につきまして、療養給付費を1億7,000万円、高額療養費を2,470万円計上し、歳入として普通交付金を計上するものでございます。

以上、議案第32号及び議案第33号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第32号は、総務文教委員会に、議案第33号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月1日から3月7日までの7日間、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、3月1日から3月7日までの7日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日13時から総務文教委員会を、3月1日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、3月4日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、広報広聴特別委員会を、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

また、本日、総務文教委員会終了後、議員全員協議会を開催いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。3月8日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

11時33分 散会

(6 . 2 . 29)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月29日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 末 広 天 佑

大竹市議会議員 藤 川 和 弘